

案

SDGs 地域福祉



~HAPPY CHUO~



中央区地域福祉ビジョン2023～2027【2025中間見直し】

大阪市中央区役所

もくじ

中央区地域福祉ビジョンの基本理念・基本目標	1
SDGsと地域福祉の推進	5
中央区地域福祉ビジョン これまでの経過・位置づけと期間	6
基本目標1：ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現	10
<具体的取組>	
①気にかける地域づくり・人のつながりづくり	②支援を必要とする人の把握と見守り活動の充実
③まち全体で取り組む子育て支援	④多様な住民が暮らしやすい社会の構築
⑤多様な主体の連携・協働による地域活動の推進	⑥災害時に備えた人とまちの関わりづくり
基本目標2：様々な支援がつながる包括的支援体制の構築	18
<具体的取組>	
①分野を横断した総合的な相談支援体制の充実	②高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実
③認知症の人を支える取組の推進	④こども・子育て相談と児童虐待対策の強化
⑤障がい者の相談支援体制の充実	⑥権利擁護体制の強化
中央区で生活に困ったら？	27
まとめ	29

中央区地域福祉ビジョンの基本理念

誰ひとり取り残されることなく、
全ての人が安心して暮らし続けられる福祉のまち

中央区地域福祉ビジョンとは？

「中央区として地域での福祉をどのように考えどのように取り組んでいくか」を、住民の皆様、社会福祉法人やNPO・企業などの地域で活動する多種多様な団体、区役所をはじめとした公的機関において、理念や目標、取組方針などを示し共有するもの

中央区地域福祉ビジョンがめざすもの

- ・「支え手」「受け手」といった役割を超えて、地域に関わる全ての人がつながるコミュニティ形成をめざす「地域共生社会」の実現
- ・幸せな暮らしの実現を積極的に追求し中央区に住み続けたいと思えるような地域社会をめざし、地域住民が主体となって実践していく「増進型の地域福祉」の実現

そもそも、福祉とは？

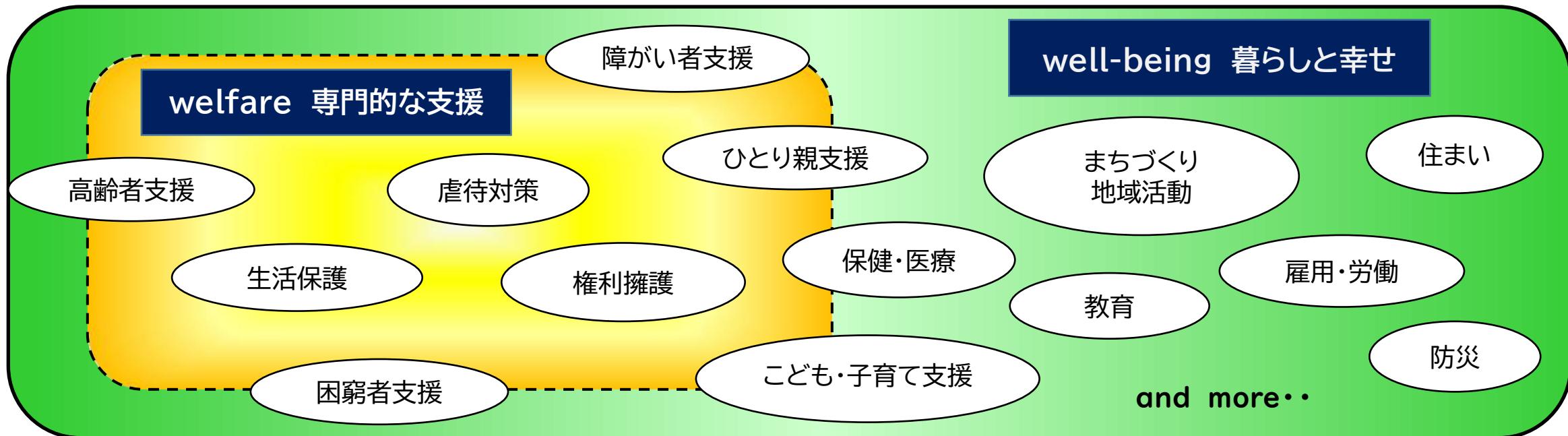
中央区では

ふだんの暮らしをあわせにと考えています

様々な分野ごとの専門的な制度施策による支援「welfare（ウェルフェア）」主体から
全ての人々の幸せを目指す概念「well-being（ウェルビーイング）」への広がり



専門的な制度や施策による支援も「福祉」ですが、中央区にお住まいの人、中央区とつながっている人全員の日常生活に関わる多くのことも「福祉」であり、みんなの暮らしを幸せで豊かなものにしていくための「増進型の地域福祉」を推進していくことが重要です



中央区地域福祉ビジョンの基本目標

基本目標1：ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現

- ・地域に暮らす様々な人達が「お互いに気にかける」つながりのある関係性
- ・子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が役割を持ち自分らしく暮らす社会
- ・福祉のコミュニティによるまちづくり

基本目標2：様々な支援がつながる包括的支援体制の構築

- ・支援を要するすべての人に必要な支援が行き届く相談支援体制づくり
- ・複合的な課題、困難な課題を抱えた方に対する相談支援体制の充実
- ・地域の福祉サービスと保健・医療など様々な分野の機関との連携

人と人とのつながりそのものがセーフティネット



出典：厚生労働省ホームページ

孤立することのない社会の構築が重要！！

＜国が示す方向性＞
地域住民の気にはかけ合う関係性
つながり・支え合い

＜中央区地域福祉ビジョン＞
「地域共生社会」の実現
「気にかける地域づくり」
・・・基本目標 1

＜国が示す方向性＞
専門職による伴走型の支援
寄り添い型の支援

＜中央区地域福祉ビジョン＞
様々な支援がつながる体制
「断らない相談支援」
・・・基本目標 2

SDGsと地域福祉の推進

SDGs (Sustainable Development Goals)

2015（平成27）年に国連で採択

「2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標」

17のゴールと169のターゲットから構成

・直接的な福祉の推進に関わるゴール

「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」

「3 すべての人に健康と福祉を」など

・広くwell-beingに関わるゴール

「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正を全ての人に」など

SDGsの誓い
地球上の誰一人取り残さない

同じ考え方



中央区地域福祉ビジョンの基本目標
ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現
様々な支援がつながる包括的支援体制の構築

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



中央区地域福祉ビジョンに関するできごと　これまでの経過

青字…国のできごと

赤字…大阪市のできごと

黒字…中央区のできごと

年	内容
平成12(2000)	社会福祉事業法が改正され、社会福祉法が施行される 同法第107条に「市町村地域福祉計画」の策定が定められる
平成16（2004）	「大阪市地域福祉計画」を策定 地域福祉の基本的な理念と方向性を示すもの
平成18(2006)	「第1期中央区地域福祉アクションプラン」を策定 地域を基盤とした官民協働による福祉の推進をめざす
平成21（2009）	「第2期大阪市地域福祉計画」を策定
平成23(2011)	「第2期中央区地域福祉アクションプラン」を策定
平成24（2012）	「大阪市地域福祉推進指針」を策定 各区において「地域福祉計画（ビジョン）」を示し特色ある取組を推進するとされる
平成29(2017)	「中央区地域福祉ビジョン」を策定 中央区での特色ある取組による地域福祉の推進をめざす

年	内容
平成30(2018)	社会福祉法が改正される 地域福祉計画の策定が任意から努力義務となり、福祉施策に関する総合上位計画とされる
平成30 (2018)	「大阪市地域福祉基本計画」を策定 基本理念や市域全体で実施するべき基礎的な取組を定める
令和2(2020)	「中央区地域福祉ビジョン」を改訂
令和2(2020)	社会福祉法が改正される 「地域共生社会」の理念や「包括的支援体制」の考え方示される
令和3 (2021)	「大阪市地域福祉基本計画（第2期）」を策定
令和5(2023)	「中央区地域福祉ビジョン2023～2025」を策定 「大阪市地域福祉基本計画」と一体的に地域福祉計画を形成するものとして策定 「地域共生社会」と「包括的支援体制」を基本目標の軸とする
令和6 (2024)	「大阪市地域福祉基本計画（第3期）」を策定
令和8 (2026)	「中央区地域福祉ビジョン2023～2027【2025中間見直し】」を策定

中央区地域福祉ビジョンの位置づけと期間

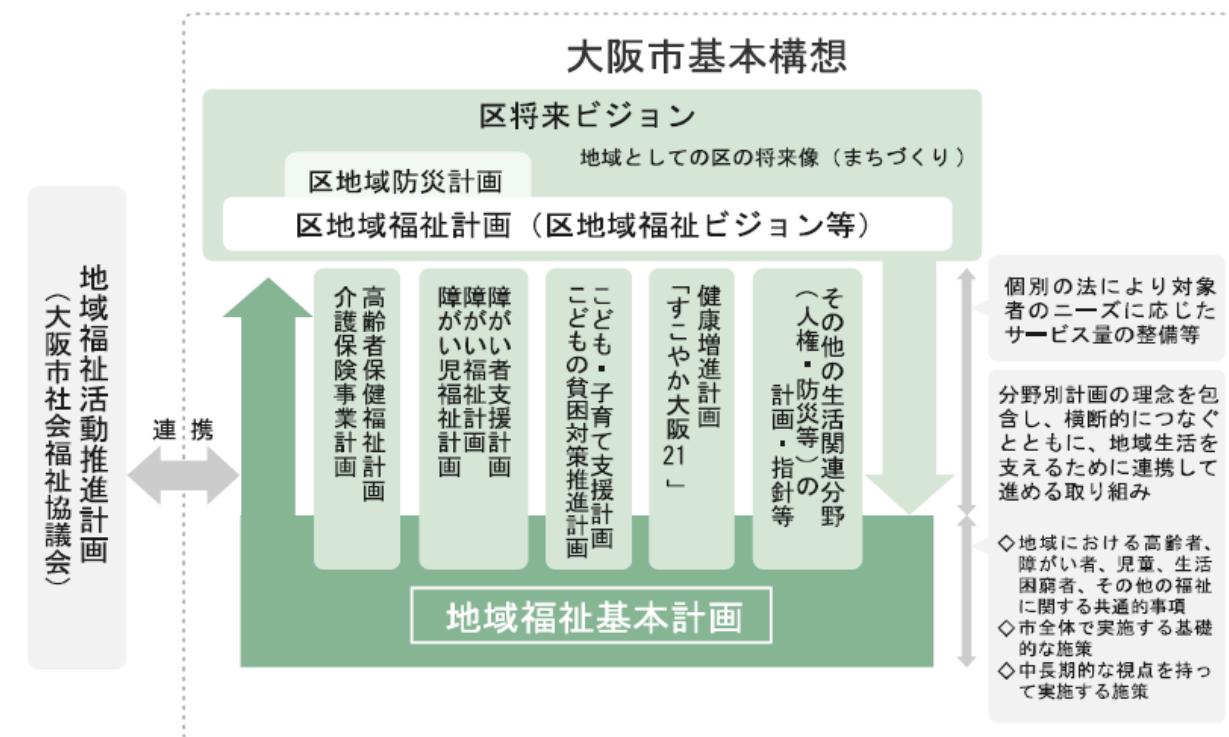
【大阪市地域福祉基本計画との関係】

<大阪市地域福祉基本計画>

社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」を、各区の地域福祉計画等と一体的に形成するもので、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取組等を示し、各区の地域福祉の取組を支える計画

<中央区地域福祉ビジョン>

中央区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための計画であり、中央区の福祉課題に対応したものとなるよう、「ニア・イズ・ベター（住民に近い決定ほど望ましい）」という地方分権の基本的考え方に基づき策定



【中央区将来ビジョンとの関係】

<中央区将来ビジョン>

中央区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像や将来像の実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめたもの

<中央区地域福祉ビジョン>

「中央区将来ビジョン」のうち「柱2 安全・安心・快適に暮らせるまち」「柱3 子どもの未来をみんなで育むまち」「柱4 誰もが幸せに暮らせるまち」に関する取組の方向性を具体的に示し、取組を強化するもの

【中央区地域福祉ビジョンの期間】

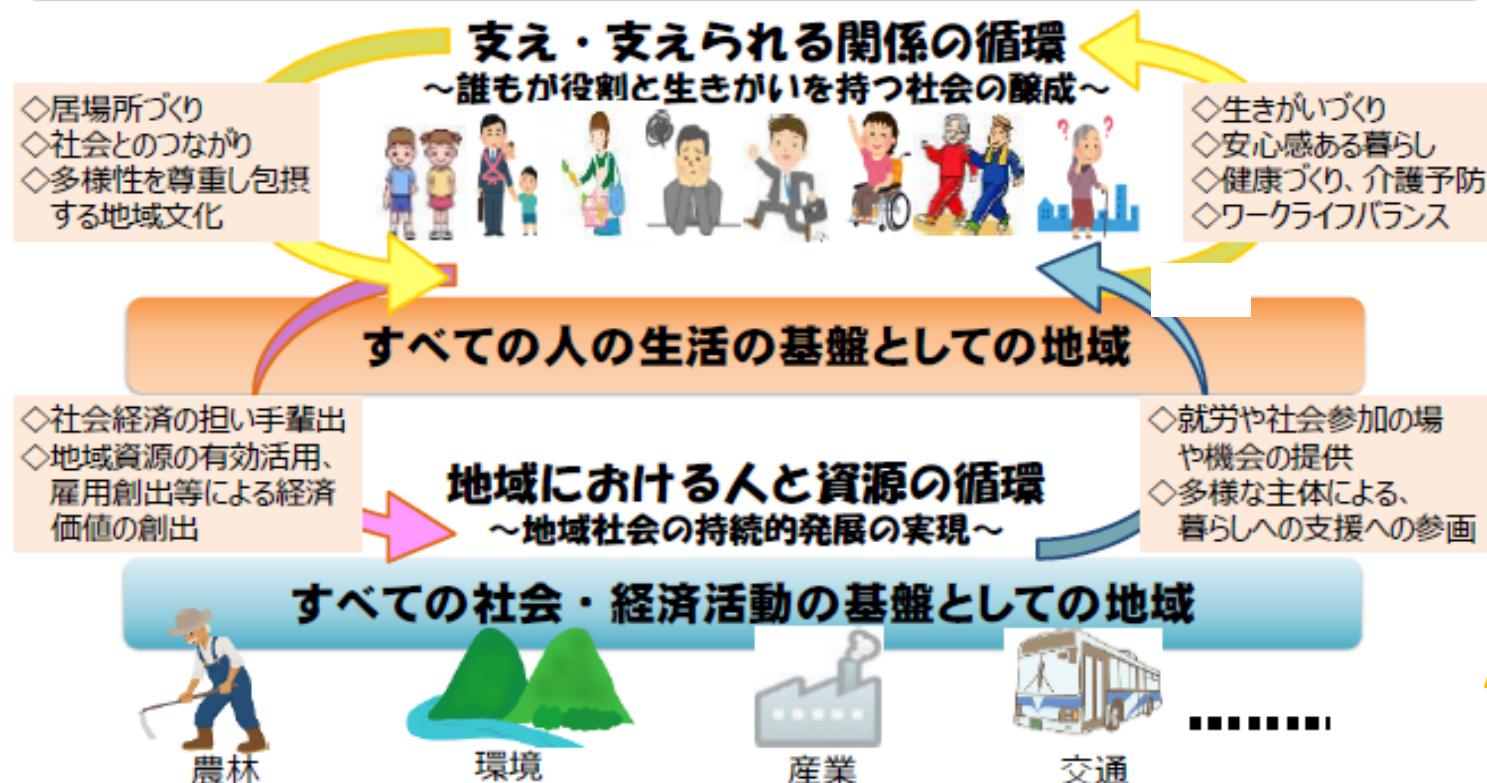
令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間（令和7年（2025）中間見直し）

- ・状況の変化に速やかに対応できる計画期間
- ・期間中は目標ごとの進捗を測定、評価、検証しながら、次期ビジョンの策定へ反映

基本目標1：ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出典：厚生労働省ホームページ

「大阪市基本構想」より

だれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり

誰ひとり取り残さない
SDGs地域福祉

【地域共生社会の実現と中央区将来ビジョンのめざすまちづくりとのリンク】

～豊かなコミュニティのもとふれあい支え合う、ずっと暮らし続けたいまち～

方針1 わたしたちのめざす将来像

～ゆるやかにつながるまち～

方針2 各施策共通の考え方

中央区に関わる全ての人と団体が
一丸となり取り組むようめざします

<具体的取組の軸となる考え方>

- ・「気にかける地域づくり」の推進

住民の皆さん気がつき支えあい助けあうまちの実現へ

- ・地域における資源と人の持続的な循環

ずっと暮らし続けたい住民の幸福度が高いまちの実現へ

- ・住民による様々なコミュニティの構築

こどもから高齢者までゆるやかにつながるまちの実現へ

- ・多様な価値観と多文化の共生

全ての人が尊重され人権が守られるまちの実現へ



具体的取組1：気にかける地域づくり・人のつながりづくり

- ・転出入が多く人口流動性が高いまちである
- ・住民の9割以上が集合住宅に住んでおり、近隣住民との日常的な関わりの少ない方が多く、新たなコミュニティのあり方が必要となっている
 - あらゆる世代の住民へ向けた地域行事への参加の機会づくり
 - マンション住民向けのイベント実施やコミュニティ創出
 - 各地域における地域社会福祉協議会・連合振興町会・地域活動協議会などによる地域活動への参画推進
- ・地域の活動やコミュニティに関する情報が少ない
 - より多くの方へ向けた広報活動・学習研修活動・出前講座などによる情報発信

ゆるやかにつながる、多様な地域コミュニティ
誰ひとり取り残さない「気にかける地域づくり」



具体的取組2：支援を必要とする人の把握と見守り活動の充実

- ・独居高齢者世帯や日常生活に不安を感じる高齢者が増加している
- ・支援につながっていない要援護者が孤立化するリスクがある
 - 見守り相談室と地域福祉コーディネーターによる要援護者支援と見守り
<要援護者の見守りネットワーク強化事業・地域福祉活動事業（コーディネーター）>
 - ふれあい喫茶やふれあい型食事サービスなどの地域福祉活動による対象者の把握
 - 地域単位での見守り活動に関する情報共有
<民生委員児童委員協議会・地域社会福祉協議会などによる取組>



地域見守り活動の情報共有



地域福祉コーディネーター
による配食サービスでの
近況確認



孤立する人が生じない見守り体制と
支援のネットワーク

具体的取組3：まち全体で取り組む子育て支援

- ・子育て世帯の増加に対し子育て支援の資源や親子の居場所が不足している
→親子が安心して利用できる居場所づくり、子育て世帯と地域活動のつながりづくりの推進
<「パンジーひろば」の開催、子育て講座の開催など>
<「中央区こどもの居場所連絡会」での情報共有とつながりづくり>
- ・地域とのつながりが薄く子育ての相談をする相手がない人が増えている
→様々な媒体を活用した子育て支援情報の発信
<子育て情報マップ「てくてくナビ」、子ども・子育てプラザの活動など>
→地域の子育て応援活動の支援
<地域子育てサークルの活動支援や情報共有・こども食堂や
こどもの居場所の活動支援など>

親子の居場所がたくさんあり、みんなが子育て世帯を応援する
子育てにやさしいまちづくり

子育て支援サークル
「パンジーひろば」を
区内マンションで実施



具体的取組4：多様な住民が暮らしやすい社会の構築

- ・ 外国につながる市民の増加に対し言語や文化の違いへの理解が十分ではない
→ 外国につながる市民が地域で不自由なく暮らせるよう支援できる資源の開拓
＜多文化共生みらい活躍応援事業、外国人コミュニティとの連携推進など＞
→ 「中央区地域福祉ビジョン」多言語版の作成
- ・ 基本的人権や多様性を尊重する意識をさらに向上し住民の多様性を包摂する社会を推進する
必要がある
→ 全ての住民が尊重されるまちづくりへ向けた広報周知・啓発の推進
→ バリアフリー化の促進や障がい者スポーツ活動の推進
→ 多様な性のあり方、LGBTなどに関する理解の促進
→ひとり親世帯支援の強化
→更生保護との連携



区民まつりでの
ボッチャ体験会

全ての人がお互いのアイデンティティを認め合い「人権」を尊重する社会へ

具体的取組5：多様な主体の連携・協働による地域活動の推進

- ・地域で活動する人が高齢化・固定化の傾向にあり活動の主体となる人材が不足している
 - 地域での様々な主体による活動と地域福祉活動との連携強化
 - ボランティア・市民活動センターを中心とした、地域福祉ボランティア活動の展開
- ・社会貢献をめざす企業と支援ニーズのマッチングを強化する必要がある
 - 企業や団体への地域福祉活動の紹介や参画促進
 - フードドライブや寄付・基金などによる民間ベースの支援ネットワーク構築
 - 社会福祉法人やNPO法人などを主体とする地域福祉活動の推進



市民ボランティアによる
戎橋付近の清掃活動



企業や団体も積極的に関わる
全員参加の地域福祉をめざす
コミュニティの構築



「北御堂フードパントリー」
で食糧支援・就労相談を実施

具体的取組6：災害時に備えた人とまちの関わりづくり

- ・避難行動要支援者の把握と対応を進める必要がある
→防災分野と福祉分野の連携による個別避難計画の作成

<地域福祉コーディネーター・民生委員・町会の方・ケアマネジャーなどと連携して計画の作成を実施>

→地域の防災訓練などにおける避難誘導支援の周知
- ・大規模な地震や風水害に対する福祉的観点からの備えが必要である
→「大阪市中央区防災計画」による取組との連携・連動

<全ての住民が日常から災害時に備えておく自助の啓発>



南小学校での避難所開設訓練



地域防災リーダーの訓練



玉造地域の
個別避難計画の作成実施

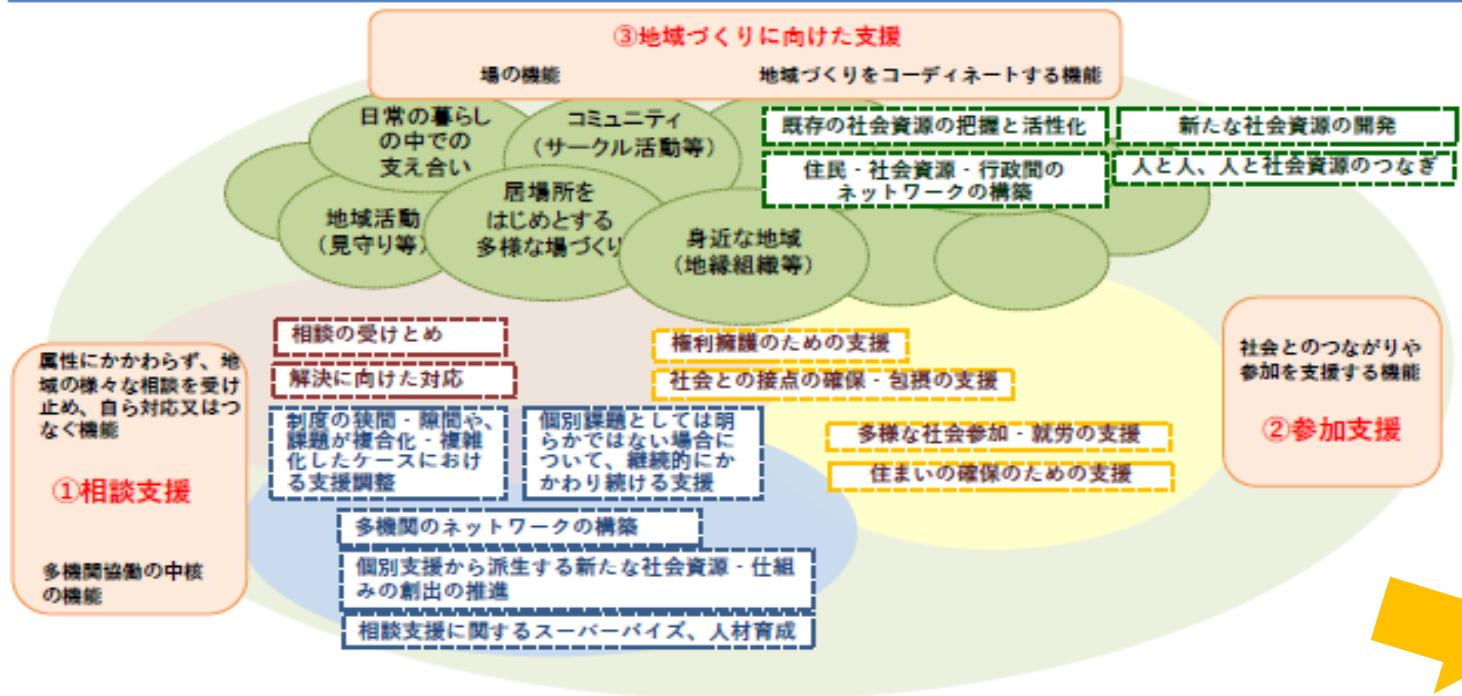


福祉の視点を取り入れた防災の取組や
災害時支援の取組をめざして

基本目標2：様々な支援がつながる包括的支援体制の構築

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



出典：厚生労働省ホームページ

「社会福祉法第106条の3（抜粋）」

市町村は、（中略）地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。



誰ひとり取り残さない
SDGs地域福祉

【包括的支援体制の構築へ向けて要となる2つの機能】

～断らない相談支援～

様々な相談を受け止め、対応や連携調整を行う機能

～社会的つながりが希薄な世帯に対する支援～

対象者を確実に把握し、必要な支援へ的確につなげていく機能

行政と関係機関を中心に
支援体制を構築します

<具体的取組の軸となる考え方>

・相談支援機関のネットワーク強化

専門機関が役割分担し必要な支援を提供するまちの実現へ

・多分野が連携した支援体制の構築

保健医療や教育と福祉がつながっているまちの実現へ

・新たな社会資源の開発

必要な支援を新たに創り出すことができるまちの実現へ

・相談支援機関の情報発信

支援が必要な人へ支援の情報が確実に届くまちの実現へ

包括的
支援体制



具体的取組1：分野を横断した総合的な相談支援体制の充実

- ・福祉課題が複雑多様化し施策分野ごとの体制では対応しきれない
- ・制度の狭間にあり支援が届きにくいことがある
- ・ヤングケアラー・8050問題など多世代が関わる課題が増加している
 - 「断らない相談支援」の推進
 - 総合的な相談支援体制（つながる場）の充実による支援方針の共有と役割分担の整理
 - 生活困窮者支援を中心とした多分野が協働する支援体制の構築
 - 各種社会保障制度が必要な人へ確実につながるセーフティネットの構築
 - 各種相談窓口に関する情報発信の強化
 - 支援を必要としている人をキャッチする支援機関の機能強化



相談支援機関が「つながる・知り合う・学び合う」
必要な支援が全ての人に届く体制の構築

具体的取組2：高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実

- ・超高齢社会・長寿社会が進行する中、より長い健康寿命が重要である
→生活支援・介護予防の取組推進とサービスの充実

<「なにわ元気塾」の開催、生活支援コーディネーターによる地域資源・サービスの開発と情報の周知など、すかいプロジェクトの実施>
- ・在宅高齢者福祉の機能強化や医療介護の連携強化が必要である
→地域包括支援センターを中心とした支援機関の連携システムの構築
→医療・介護・生活支援などが一体的に提供される体制づくり
→在宅医療・介護サービスの連携推進と利用拡大

<包括支援センター運営協議会、包括いきいき連携会議、居宅介護支援事業者連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域ケア研究集会などによる機能強化とネットワーク構築>

<「中央区シニア知っ得帳」や「中央区在宅あんしんマップ」の作成などの取組、在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる専門職支援、「人生会議」啓発リーフレットの作成>

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちであり続けられる支援体制の構築



具体的取組3：認知症の人を支える取組の推進

・認知症の人を支援する活動や施策があまり知られていない

→初期集中支援や行方不明高齢者捜索支援など、認知症施策の広報周知強化

<「オレンジチーム」、「中央区認知症のことならなんでも案内サイト」など>

→いきいき百歳体操・老人クラブ活動・キャラバンメイト・認知症カフェなどによる
健康・居場所・仲間づくりの推進

→認知症の方本人と家族の両方をサポートする体制の充実



認知症になっても安心して暮らせる地域コミュニティとネットワークの構築

具体的取組4：こども・子育て相談と児童虐待対策の強化

- ・児童虐待通告件数や子育て相談件数が増加を続けている
- ・支援につながっていない親子を支援につなげる取組が必要である
 - こども相談センターや関係機関と連携した要保護児童対策の強化
 - ヤングケアラーへの相談支援の取組強化・保育コンシェルジュによる支援
 - 地域の子育て支援機関・学校園・子どもの居場所との連携による見守り支援体制の強化
- <こどもサポートネット、訪問支援員による寄り添いサポート事業、4歳児訪問など>
- ・母子保健と子育て支援の連携をさらに強化していく必要がある
 - 保健師による顔の見える相談支援体制の充実
- <保健師担当地区カードの配布、フレッシュママの集い、わくわくマタニティスクールなど>
- こども家庭センターによる、育児相談や子育て支援の実施
- <こども家庭センター設置・サポートプランの作成・合同ケース会議>



妊娠期から子育て世帯・こどもへ切れ目のない相談支援体制の構築

具体的取組5：障がい者の相談支援体制の充実

- ・障がい福祉サービス利用者が急増し対応を図る必要がある
- ・障がい者支援に関するネットワーク整備が十分ではない
→障がい者基幹相談支援センターを中心とした連携体制の強化
 - <自立支援協議会の取組など>
 - 福祉サービス利用支援の機能強化
 - 障がい者就労の環境整備
 - 地域で障がい者を支援する資源の開発・開拓
- <HANDSちゅうおうによる取組など>

障がい者と家族が暮らしに困らないまちを支えられる
安定した福祉サービスが提供される体制の構築



地域自立支援協議会
相談支援部会の事例検討会



障がい者基幹相談支援センター
相談実施の様子

具体的取組6：権利擁護体制の強化

- ・高齢者や障がい者への虐待対策を強化する必要がある
→虐待防止の啓発と速やかに虐待対応できる体制の構築

　　＜出前講座の開催、広報の強化など＞
　　＜障がい者・高齢者虐待防止連絡会議の開催など＞
- ・高齢者や障がい者が地域で安心して生活できる支援が必要である
→成年後見制度の周知啓発や日常生活自立支援事業の利用促進

　　＜成年後見支援の取組、「あんしんさぽーと」の取組など＞
→認知症施策との連携強化



高齢者虐待に関する
出前講座

障がい者・高齢者の権利が守られ、安心して暮らせるまちを支える体制の構築

中央区で生活に困ったら？

中央区には、区役所、区社会福祉協議会をはじめ、様々な分野の専門的な相談機関がたくさんあります。

住民同士の助けあい・支えあいや地域での活動や取組では対応が難しい、困難な問題や複合的な課題などは、重大な状況になる前に専門的な支援を受け、早期に解決することが非常に重要です。

暮らしていく上で困ったことが生じた時には、抱え込まずになるべく早く誰かに相談しましょう！

相談先がわからないときは、「暮らしサポート中央」（区役所4階）へお気軽にご連絡ください。適切な相談先のご案内や専門機関と連携した対応などを行います。

中央区役所・中央区社会福祉協議会

中央区役所	保健福祉課（保健福祉）	高齢者・障がい者・難病などに関する各種相談手続	(06)6267-9857
	保健福祉課（介護保険）	介護保険に関する各種手続	(06)6267-9859
	保健福祉課 (子育て支援・保育)	保育に関する相談、ひとり親に関する相談、子育てに関する相談、DV相談、ヤングケアラー相談など	(06)6267-9865
	保健福祉課 (健康推進・生活環境)	保健衛生、生活環境に関する各種相談手続	(06)6267-9882
	保健福祉課（地域保健活動）	保健師への健康相談、精神保健福祉相談	(06)6267-9968
	保健福祉課（生活支援）	生活保護の相談手続など	(06)6267-9872
	生活自立支援相談窓口 くらしサポート中央 (委託先：大阪社会福祉士会)	生活のお困りごとに関する各種相談（区役所4階）	(06)7507-1487
中央区 社会福祉 協議会	在宅サービスセンター ふれあいセンターもも	地域包括支援センター（高齢者の総合相談【旧南区】）、生活福祉資金貸付相談、あんしんさぽーと（金銭管理と福祉サービス利用の援助）、見守り相談室（要援護者や社会的孤立者の対応）、ボランティア・市民活動センター（ボランティア・市民活動に関する相談）など	(06)6763-8139
	東老人福祉センター	高齢者の各種相談、レクリエーションなど	(06)6941-7719
	南老人福祉センター	高齢者の各種相談、レクリエーションなど	(06)6213-2172
	子ども・子育てプラザ	子育ての情報提供、子どもの遊び場提供など	(06)6213-2171

各種相談機関リスト

名 称	内 容	電話番号
北部地域包括支援センター	高齢者の総合相談【旧東区】	(06)6944-2116
オレンジチーム	認知症に関する相談	(06)6948-6639
休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン	高齢者・障がい者に関する休日・夜間の電話相談	(06)6206-3725
障がい者基幹相談支援センターいきいき	障がいに関する各種相談	(06)6940-4185
エルムおおさか	発達障がいに関する各種相談	(06)6797-6931
大阪市こころの健康センター	こころの悩みに関する相談	(06)6923-0936
大阪市中央こども相談センター	非行・問題行動などの相談、発達や性格に関する相談、子どもの養育が困難な場合の相談など	(06)4301-3100
24時間こどもSOSダイヤル	いじめなどの悩みを24時間対応	(0120)0-78310
児童虐待ホットライン	児童虐待の相談・通告を24時間対応	(0120)01-7285

まとめ

【地域福祉ビジョンの取組を推進するための、区役所のミッション】

寄り添う

区民に寄り添い、気にかけ、気づき、必要な支援につなげられるよう職員の福祉マインド力を強化します。

発信する

地域福祉ビジョンの施策展開に沿って情報発信し、区民の声を区政に反映するしくみを充実します。

向上する

生活の向上、幸福感の向上を区民に実感いただけるよう、福祉サービスの強化に取り組み続けます。

協働する

地域の様々な団体と協働し、区民が暮らしやすい地域コミュニティの構築をめざして連携を推進します。

(地方自治法第1条の2)

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、
地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く
担うものとする。



区役所の
おしごと
基本は
福祉！

ですが・・・

中央区の地域福祉の推進は、
区役所だけで取り組めるもの
ではありません！
区民の皆様や様々な団体・組織と
ともに進めていくものです。
みんなが幸せな中央区を
みんなでめざしましょう！

中央区で暮らす人、中央区とつながっている
全ての人の日常生活を豊かで幸せにするため
の地域福祉・・・HAPPY CHUO



中央区地域福祉ビジョンのホームページはこちら

<http://www.city.osaka.lg.jp/chuo/page/0000000>

QR
コード

編集・発行：中央区役所保健福祉課（保健福祉）
〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号
TEL：(06)6267-9857 FAX：(06)6264-8285
E-Mail：te0009@city.osaka.lg.jp